

松江市緑地及び自然環境の保全事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市緑地及び自然環境の保全事業補助金については、松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例（平成17年松江市条例第341号）、松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例施行規則（平成17年松江市規則第252号）及び松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の対象等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	緩衝緑地設置費補助金	指定区域維持費補助金	緑地及び自然環境保全区域補助金
補助金交付の目的	緑地及び自然環境の保全	緑地及び自然環境の保全	緑地及び自然環境の保全
補助金交付の対象である事務又は事業の内容	松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例施行規則第14条第1項第1号に規定する費用	松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例施行規則第14条第1項第2号に規定する費用	松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例施行規則第14条第2項に規定する費用
交付の率又は金額	補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）	補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）	補助を受ける年度における固定資産税及び都市計画税相当額
補助事業者の範囲	指定区域に係る権利者等	指定区域に係る権利者等	指定区域の土地所有者
終期	令和9月3月31日	令和9年3月31日	令和9年3月31日

(交付決定及び確定)

第3条 前条に規定する緑地及び自然環境保全区域補助金の交付に当たっては、市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、補助金交付決定兼確定通知書（様式第1号）により申請者に通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第4条 第2条に規定する緑地及び自然環境保全区域補助金の交付に当たっては、松江市補助金等交付規則第11条の規定による着手・完了届の提出を省略

するものとする。

(雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

補助金交付決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり決定し、及び補助金の額を確定したので、松江市緑地及び自然環境の保全事業補助金交付要綱第 3 条の規定により通知します。

記

補助年度	年度	補助金等の名称	緑地及び自然環境保全区域補助金
補 助 対 象 金 額		円	
交 付 決 定 兼 確 定 額		円	
交 付 条 件			

（注） 上記の交付決定に不服のある場合は、この通知書受領の日から 7 日以内に文書で申請の取下げをすること。